

2016年度《東京土建国保組合の事業案内

建設産業で働くみなさんと家族の健康を守り、これからも頼りにされる国保組合をめざします



2016年度の保険料区分と保険料

医療給付費分は医療費・給付金等に使用 後期高齢者支援金分は後期高齢者支援金として国へ納入 介護保険料は介護納付金として国へ納入

医療給付費分・後期高齢者支援金分保険料

保険料区分			保険料		後期高齢者 支援金分(再掲)
			都内居住者	都外居住者	
組合員	法人A種	法人事業所の代表者	32,400円	35,400円	8,200円
	法人B種	法人事業所の代表者のうち所得200万円超250万円以下の方	30,600円	33,600円	7,700円
	法人C種	法人事業所の代表者のうち所得200万円以下の方	26,500円	29,500円	6,700円
	第1種	個人事業所の事業主	27,500円	30,500円	6,900円
	第2種	一人親方、法人事業所の代表者以外の役員及び第1種組合員のうち所得200万円以下の方	22,100円	25,100円	5,600円
	第3種	常時又は日々事業所等に雇用されている方	17,900円	20,900円	4,500円
	第4種	第3種組合員に該当する方で25歳以上30歳未満の方	13,400円	16,400円	3,400円
家族	第5種	第3種組合員に該当する方で25歳未満の方	11,600円	12,800円	3,000円
	成人男性	23歳以上60歳未満の方	11,600円		3,000円
	一般	18歳以上の方で成人男性以外の方	4,200円		
	高校生相当	15歳以上18歳未満の方	3,800円		
	中学生相当	12歳以上15歳未満の方	3,800円		
	小学生相当	7歳以上12歳未満の方	3,000円		
	幼児	7歳未満の方	1,800円		

5人目以降の家族保険料は徴収しません。〔成人男性〕〔一般〕〔高校生相当〕〔中学生相当〕〔小学生相当〕〔幼児〕の順で4人目まで徴収します。介護保険以外の年齢区分は、2016年4月1日現在の満年齢で、1年間変わりません。

介護分保険料(組合員・家族共に保険料に加算)

国保入院共済掛金(300円)が別途納入となります。

介護保険第2号被保険者

40歳から64歳

2,500円

健診をはじめとする保健事業

今年度から、がん対策に取り組みます！

東京土建健診

全ての組合員と19歳以上の家族の方は、充実した内容の東京土建健診が年度内に1回、自己負担なしで受けられます。支部集団健診または個別に契約機関で受診してください。契約外の医療機関でも、特定健診の項目を受診している場合は、申請により5千円(胸部レントゲン検査を含む場合は7千円)を支給します。

NEW!! 2016年4月から、東京土建健診と同時にしなうオプション検査のうち、取り扱いが可能な健診契約機関で、胃がん、乳がん、子宮がん、前立腺がんの国保組合が定める検査を対象年齢の方が受ける場合、国保組合の補助額を差し引いた金額で受ける事ができます。

節目健診(人間ドック)

組合員・家族の方で2016年4月1日から2017年3月31日までに「節目年齢(40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳)」に該当する方は、国保補助額2万5千円(脳ドック併用の場合は5万円)を差し引いた金額の負担で節目健診を受けることができます。

事業所健診の健診結果提出に提供料

法人または個人事業主が健診契約機関以外で事業所健診を行ない、事業主から国保組合に加入する従業員の健診結果などが提出された場合は、一人につき3千円の提供料を支払います。

職業病対策

健診時の胸部レントゲンの再読影(アスベスト対策)、専門医による「じん肺検診」などを行ないます。

無料歯科健診

組合員・家族の方は歯科健診センターと提携する全国の歯科医院で、無料の歯科健診を受けることができます。



健診の結果が出たら対応をしよう！

特定保健指導

東京土建健診の結果などから生活習慣病の発生リスクが高い方を選び、医師、保健師、管理栄養士などと生活習慣の見直し・改善目標の設定を行ないます。面接など保健指導に要する費用は無料です。また、腹囲・BMIでは特定保健指導に該当しない方で血糖の状態が一定基準以上の方に対して、「糖尿病予防サポートプラン」を実施しています。特定保健指導と同様に、生活習慣の見直しなどで糖尿病の予防を行ないます。

二次受診のおすすめ

東京土建健診の結果などから、詳しい検査が必要な方に通知をお送りします。どこが悪いのかわかりやすいイラスト入りでお知らせしますので、おすすめが届いたら、ぜひ病院で詳しい検査を受けてください。



がんでお悩みの方への心の相談事業

「がんでお悩みの方に対話の場を」という目的で、順天堂大学医学部樋野興夫教授による、無料相談事業「がん哲学外来」を月に1回開催しています。(12面をご覧ください)

レジャー施設や旅行でリフレッシュ

契約レジャー施設・契約日帰り温泉施設が優待料金で利用できます。割引券は「土建国保ガイド」に刷り込んであります。東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券は年度内一人1枚を所属の支部で配付しています。JTB、日本旅行、H.I.Sのツアー旅行が割引で利用できます。

いろいろな時に利用できる保険給付や補助金制度

入院したとき

一部負担払戻金

入院したときの一部負担金は組合員も家族も17,500円を超えた分が払い戻されます。なお、17,500円までの一部負担金は、どけん共済会から支給されます。

NEW!! 疾病入院給付金(支給開始日の変更)

2016(平成28年)4月入院分より、組合員が連続して5日以上入院したとき、**入院1日目から1日3,800円～5,400円(最高180日)**が支給されます。

入院したときの食事や生活に要する費用(入院時食事療養費・入院時生活療養費)について、一部の区分の方の負担額が改定されました。詳しくは国保組合 給付課までお問い合わせください。

高額な医療費がかかるとき

限度額適用認定証

国保組合に申請して交付された「限度額適用認定証」を医療機関に提示すると、窓口負担が高額療養費の自己負担限度額までになります。入院でも通院でも使用できます。



旅行に行ったとき

宿泊旅行(国内)利用者補助金

組合員・家族が日本国内で宿泊旅行をする、1人につき年度内1回3千円(65歳以上は5千円)が補助されます。



国保組合の事業について、くわしくは保険証(受診券)と一緒に配付した「土建国保ガイド」またはホームページをご覧ください。ご不明な点は下記までお問い合わせください。

東京土建国保

検索

保険証の手続や保険料のことを聞きたいとき
所属の支部または国保組合・資格課(03-5348-2988)

入院したときの給付制度、宿泊旅行などの補助金のことを聞きたいとき
所属の支部または国保組合・給付課(03-5348-2985)

健診や保健事業のことを聞きたいとき
所属の支部または国保組合・健康増進課(03-5348-2982)

通院のとき

一部負担払戻金

組合員が通院したとき、1カ月に1つの医療機関等で支払った一部負担金が17,500円を超えた分が払い戻されます。
※院外処方の場合は、病院と薬局それぞれで17,500円を超えた分が払い戻されます。

出産したとき

出産育児一時金

組合員・家族が出産したとき、42万円が支給されます。

出産手当金

組合員が出産したとき、産前42日(多胎出産の場合は98日)、産後56日以内で仕事を休んでいた期間に対して、1日3,800円～5,400円が支給されます。

出産支援金

出産手当金と同じ産前産後の休業期間の保険料相当額が補助されます。



インフルエンザの注射を受けたとき

インフルエンザ予防接種補助金

組合員・家族がインフルエンザの予防接種を受けた場合、1人につき年度内1回・一律2千円が補助されます。

組合員・家族が入院するときは、所属の支部へご連絡ください。入院中の負担軽減のために役立つ事業を紹介し、手続のお手伝いもします。

